

## 車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年1月29日

埼玉県公安委員会

記

1 聽聞の期日 令和8年2月16日 午前9時30分開始

2 聽聞の場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県警察本部聴聞室（地下1階）